

吉野熊野国立公園
西大台利用調整地区利用適正化計画

令和8年3月6日
近畿地方環境事務所

【目 次】

| | |
|--|----|
| 0. 背景 | 1 |
| 1. 西大台利用調整地区の概況 | 2 |
| 1-1 西大台利用調整地区の自然の概況 | 2 |
| 1-2 西大台地区の利用の状況 | 4 |
| 1-3 関係法令等の指定及び各種計画の策定状況 | 5 |
| 1-4 西大台利用調整地区の保護及び利用の課題 | 7 |
| 2. 利用の適正化を図るための基本方針 | 10 |
| 2-1 利用適正化計画により達成すべき目標 | 10 |
| 2-2 地区内での利用のあり方に関する基本方針 | 10 |
| 2-3 地区内での自然環境の保護及び管理に関する基本方針 | 10 |
| 2-4 地区内での利用施設の整備及び管理に関する基本方針 | 10 |
| 3. 利用調整地区の指定に関する事項 | 12 |
| 3-1 利用調整地区の名称 | 12 |
| 3-2 利用調整地区の区域 | 12 |
| 3-3 利用調整の期間 | 12 |
| 3-4 利用調整地区の指定の広報及び周知の方法 | 12 |
| 4. モニタリング、モニタリングの評価及び利用適正化計画への反映に関する事項 | 13 |
| 4-1 指標等の設定 | 13 |
| 4-2 モニタリングの方法 | 13 |
| 4-3 モニタリングデータの評価 | 13 |
| 4-4 報告及び公表の方法 | 14 |
| 5. 立入り認定の手続きに関する事項 | 15 |
| 5-1 認定基準 | 15 |
| 5-2 立入認定事務の実施方法 | 16 |
| 5-3 本人確認、事前レクチャー等 | 17 |
| 5-4 利用者の指導 | 17 |
| 6. 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項 | 19 |
| 6-1 自然ふれあいプログラムの作成等 | 19 |
| 6-2 ガイド付き立入りの推奨、ガイド人材の育成 | 19 |
| 7. 自然環境の再生、復元等に関する事項 | 19 |
| 8. 利用施設の整備及び管理に関する方針 | 19 |
| 9. 今後の課題 | 19 |
| 【参考文献】 | 21 |

0. 背景

吉野熊野国立公園大台ヶ原地区は、トウヒ林やブナ林など、紀伊半島では分布域が限られる貴重な森林生態系が残る地域である。トウヒ林を主とする東大台に対し、西大台はウラジロモミが混じるブナ林が主となっており、静寂で原生的な雰囲気を経験できる地域となっている。

しかし、大台ヶ原はニホンジカの食害をはじめとした様々な要因により森林の衰退が進行していることから、平成 17 年に「大台ヶ原自然再生推進計画」が策定され、自然再生の取組が進められている。

東大台と比較して、相対的に良好な森林植生が残されている西大台においても、森林衰退の兆候がみられたことからその回復を図り、また、無秩序な利用者の増加による踏圧やごみの放置などの利用マナーの低下など、今後起こりうる懸念事項を未然に防ぐことで、西大台の自然環境を守り、将来にわたり静寂で、豊かな自然を利用者が享受できるよう、平成 18 年 12 月に西大台地区を利用調整地区に指定した。

本利用適正化計画は、西大台利用調整地区が指定されたことに伴い、利用の調整等に関する各種事項を定めることにより、公園利用の適正化を円滑に進め、利用調整地区の風致景観を維持し、かつ、より深い自然とのふれあい体験を提供することを目的として、「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会」にて協議を重ね、平成 19 年に作成された。その後、当該検討協議会の改編を行い、大台ヶ原の良好な自然環境を保全しつつ国立公園として持続可能な利用及び西大台利用調整地区の適切な管理運営を実施していくため、関係者の合意形成を行うとともに連携・協働を図ることを目的に設置された、「大台ヶ原の利用に関する協議会」にて協議され、平成 25 年 1 月に一部が変更された。

今般、「大台ヶ原自然再生推進計画 2014」の中間評価が行われ、自然や利用に関する近年の状況が明らかになったことを踏まえ、改訂する。

大台ヶ原に残された貴重な自然環境は、人々に豊かな自然体験の場を提供しており、近畿の大都市圏から比較的近いことから、良好な自然環境を保全しつつ、利用の量の適正化と質の向上が引き続き課題となっている。

このことから、大台ヶ原自然再生推進計画 2014（3 次）に定義される自然再生を推進する上での基本的な考え方や、生物多様性国家戦略 2023-2030 で掲げる気候変動緩和・適応、ネイチャーポジティブ実現の観点、また近年取組が進められている国立公園の質の向上を目指した国立公園満喫プロジェクトや環境教育、エコツーリズムの推進も踏まえ、大台ヶ原自然再生推進委員会および持続可能な利用 WG を評価・検討機関として、専門家による調査の結果評価を行うとともに、大台ヶ原の利用に関する協議会と連携し、広く合意形成を図り、積極的な自然再生活動への参画を推進していく。

1. 西大台利用調整地区の概況

1-1 西大台利用調整地区の自然の概況

(1) 地形・気象

大台ヶ原は台高山系の南端に位置し、日出ヶ岳を主峰とした標高 1,300m～1,695m にわたる地域で、非火山性隆起準平原であり、日本で希少な地形として注目されている。また国内有数の多雨地域で、年間降水量は 3,000 mm～3,500mm である。

この台地状の地形は東側の標高 1,530m～1,695m に位置する範囲を東大台、西側の標高 1,400m～1,530m に位置する範囲を西大台といい、1,300m～1,400m に位置する範囲には千石岨などの断崖絶壁が形成され、台地から落ちる東ノ滝、中ノ滝、西ノ滝は東ノ川に流れる。

(2) 植生

大台ヶ原の植生は、主に亜高山性針葉樹林と冷温帯性広葉樹林から成立している。東大台は西大台に比較して標高が高く、およそ標高 1,550m 以上の区域には亜高山性針葉樹林のトウヒ林が分布している。このトウヒ林は、天然分布の南限近くに位置するまとまった大きさの群集として、貴重である。西大台は標高 1,550m 以下の区域で、冷温帯性広葉樹林のウラジロモミブナ群集が分布している。西日本の太平洋側においてブナが優占する森林がまとまって見られるのは大台ヶ原・大峰山脈が最大規模となり貴重な森林である。

(3) 生物相

大台ヶ原では以下①～⑦に示す動植物が記録確認されており、その中でも特に西大台のヒノキ自然林や、太平洋型ブナ林は、近畿地方のみならず全国的に見ても貴重な森林となっており、生物多様性の優れた地区場所として注目されている。

① 植物

日本有数の多雨地帯であり、湿潤で冷涼な気候が特徴で、着生植物、岩崖性植物を含む冷温帯性植物が豊富であり、北方系の遺存植物や山岳性の植物が多い。これまでに維管束植物 123 科 955 種、蘇類 41 科 247 種、苔類 28 科 169 種が記録されている。

東大台のトウヒ林の林床には、イトスゲ、コミヤマカタバミといった亜高山帯に生育する植物がみられ、大蛇岨などの岩場には、コウヤマキ、ミヤマビャクシン、オオミネコザクラといった岩崖性植物が見られる。西大台のブナ林では、高木では、ミズナラ、ウラジロモミなどが多く、尾根筋などの土壌が貧弱な箇所では、ヒノキ、コメツガなどが混在する。また、草本層ではバイケイソウ、カワチブシなど湿性植物が見られる。

また、大台ヶ原では、よく霧がかかる多湿な環境であるため、大木の樹幹にはスギラン、ヤシヤビシヤク等の着生植物が生育している。

② 哺乳類

近畿地方のなかでも多様な哺乳類の生息地として注目されており、これまでの調査で7目15科40種が記録確認されている。

大型哺乳類では、ツキノワグマ、ニホンジカなど、中型哺乳類では、ニホンザル、キツネなどが確認されている。小型哺乳類では、国の天然記念物に指定されているヤマネや、紀伊半島に遺伝的に隔離個体群があり分布上注目されるヤチネズミなどが確認されている。また、コウモリ類は、希少種であるノレンコウモリなどを含む10種が確認されている。

③ 鳥類

主に中部地方以北で繁殖する鳥類の西日本での数少ない繁殖地の1つとなっており、これまでに12目35科102種が記録確認されている。

東大台では、トウヒ、ウラジロモミなどの亜高山性針葉樹林で繁殖する典型的な種であるルリビタキやクイタダキが、西大台では、ミソサザイ、オオルリ、ヒガラなどが多く生息している。コマドリやコルリ、ウグイスなど、スズタケなどの下層植生が密な環境を好む種も見られる。また、アオゲラ、アカゲラ、オオアカゲラ、コゲラなどのキツツキ類も生息している。

④ 爬虫類

大台ヶ原の爬虫類は標高が高いためか生息する種数は少なく、これまでニホンカナヘビ、シマヘビ、ジムグリ、アオダイショウ、ヤマカガシなど1目5科9種が確認されている。

⑤ 両生類

タゴガエルなど渓流域への依存性が高い種が継続的に確認されており、特に大台ヶ原がタイプ産地となっているオオダイガハラサンショウウオやナガレヒキガエルなど、学術的にも非常に重要な価値を有する種を含め2目5科8種が確認されている。

⑥ 昆虫類・クモ類

これまで、大台ヶ原で確認された、昆虫・クモ類の種や種数を取りまとめた調査結果はないが、近畿地方では標高の高い地域にしか見られない昆虫が生息しており、タイプ産地となった種も多い。北方系の種として、エゾハルゼミやトウヒツツリヒメハマキなどが、また大台ヶ原周辺の固有種と考えられるオオダイコケホソハネカクシ等が見られることが重要である。クモ類でもオオダイヨロイヒメグモ等これまでに大台ヶ原でのみ発見されている種が存在する。

そのほか、大台ヶ原で繁殖・発生したものではなく、成虫が長距離を移動してきたと考えられるトンボ類やチョウ類が多く見られる。アキアカネやノシメトンボ、アサギマダラ、オオミドリシジミ、ヒオドシチョウなども低標高地で発生し、大台ヶ原に上がったものと考えられる。

⑦ 魚類

大台ヶ原の溪流は、東ノ川の源流部に位置し、東ノ滝、中ノ滝、西ノ滝（西ノ滝より上流部は逆川）により、それぞれ下流とは隔離された流域となっている。天然遡上による魚類の生息の可能性は低いが、滝より上流の流域にも過去に放流されたと思われるアマゴが生息している。なお、大台ヶ原を含む東ノ川の全流域にアマゴの漁業権が設定されているとともに、大台ヶ原の溪流は禁漁区域となっている。

1-2 西大台地区の利用の状況

大台ヶ原はかつてピーク時の平成7年には年間およそ32万人が利用し、近年はおよそ7万人の利用者数を記録する近畿圏でも有数の山岳観光地である。

歴史的には大峯山脈が霊場として多くの信仰登山者を集めてきたのに対し、大台ヶ原は地形や気象条件の厳しさから、明治以前は人が近づくことがほとんどない未開の地であった。

大台ヶ原の利用は、明治時代の信仰、修行の場としての利用がはじまりであった。その後、大正時代初期から紙の需要が増大したことから、製紙会社による伐採、搬出が行われた。大正時代から登山者が増加し始め、登山の対象としての利用が主流となったと考えられる。一方で、大台ヶ原の自然の重要性と保護の必要性に対する意識の高まりから、一部が保安林に編入され、その後、木材不況となり大正末期には製紙会社による事業は中断された。

昭和11年に吉野熊野地区が国立公園に指定され、昭和15年に大台ヶ原地区が特別地域に指定された。昭和36年の県道大台ヶ原公園川上線（通称：大台ヶ原ドライブウェイ）開通後アクセスが容易になり、登山から観光の対象へと変貌していった。

現在、最も典型的な大台ヶ原の利用形態は、マイカーまたは観光バスで山頂部までアクセスし、そこを起点に日出ヶ岳、正木ヶ原、牛石ヶ原、大蛇岨などを有する「東大台」を周回する日帰り利用である。

一方、「西大台」は平成18年12月に利用調整地区に指定、平成19年9月に運用が開始され、利用調整期間中（大台ヶ原へのアクセス道の開通期間である4月～11月）は1日当たりの利用者数の上限を定め、立入には事前の認定手続きと、事前レクチャーの受講が必要となり、利用調整地区指定前後で利用の状況は大きく変わった。利用者数は運用開始前の5,000人程度から運用開始直後は年間1,200人弱まで減少したが、その後増加傾向で、近年は2,200人前後で推移している。なお、運用が開始される直前には、利用者数が6月に1,060人、7月に1,967人、8月に5,550人となり、平均的な利用者数であった前年（6月：390人、7月：552人、8月：884人）と比較して大きく増加していることや、観光バスの台数も8月は前年3倍の利用があったことから駆け込みの需要があったと考えられる。利用者の大半は個人・グループでの利用であり、東大台と比較して原始的な自然を期待して来訪していることが、アンケートから伺える。

大台ヶ原の利用者数は、月別の変動が大きく、5月、8月、10月に利用のピークが見ら

れ、シャクナゲの開花期や新緑、紅葉の季節に該当する。また、平日に比べ土日祝日に利用が集中する。

1-3 関係法令等の指定及び各種計画の策定状況

(1) 関係法令等

① 自然公園法

大台ヶ原の大部分は吉野熊野国立公園の特別保護地区に指定されている。大台ヶ原ドライブウェイ終着点の周辺は、国立公園の利用拠点として集団施設地区（第2種特別地域）に指定されている。

なお、自然公園法において、特別地域は第20条3項、特別保護地区は第21条3項で行為の規制内容が定められており、最も厳しい特別保護地区では、木竹の損傷・伐採や、落葉落枝の採取、動物の捕獲、土石の採取、物の集積等が規制されている。利用調整地区の規制内容については、5. 立ち入り認定の手続きに関する事項の項目、マナーについては1-4(3)に記載する。

② 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

西大台利用調整地区の全域が国指定大台山系鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。

③ その他法令、制度

大台ヶ原の三重県エリア（国有林）が、大杉谷森林生態系保護地域として、林野庁の保護林に指定されている。また、大台ヶ原全域が、豊かな生態系を有し、地域の自然資源を活用した持続可能な経済活動を進めるモデル地域として、大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパークに指定されている。

(2) 各種計画等

① 吉野熊野国立公園（吉野地域）管理計画（平成13年12月）

大台ヶ原の利用に関する基本方針は「すぐれた自然を保護しつつ、自然特性を生かした山岳地域としての自然探勝型利用を推進する」ことや、「利用者の季節的集中にともなう自然環境への影響の軽減及び快適な利用の増進のための検討を継続して行う」ととされている。

また、保全方針のなかで、東大台地区のトウヒ林は「当該地区に集中する利用者による自然への影響を軽減するため、周辺環境との調和を図りながら歩道等既存施設の充実と利用者に対する普及啓発を図る」、西大台地区のブナ林は「多数の利用者が入り込むことのないよう、積極的な施設の整備は行わない」とこととされ、公園事業取扱方針のなかでは、東大台の歩道を「自然観察路」、西大台の歩道を「登山道」と位置づけており、東大台と西大台を区分して保全及び整備を図るよう方針が定められている。西大台

利用調整地区利用適正化計画においては、東大台の歩道を「歩道」、西大台の歩道を「登山道」と区分して標記する。

② 大台ヶ原自然再生推進計画

大台ヶ原では昭和 61 年度に「大台ヶ原トウヒ林保全対策検討会（平成 12 年度より大台ヶ原地区植生保護対策検討会と改称）」、平成 13 年度に「大台ヶ原ニホンジカ保護管理検討会」を設け、様々な森林保全対策事業を進めてきた。また、森林保全対策に加え、利用対策の充実による人為的インパクトの軽減や周辺地域との関連を含めた総合的な視点の必要性から、平成 14 年に「大台ヶ原自然再生検討会」を設置し、およそ 2 年間にわたる調査と検討の結果、「森林生態系保護再生計画」「ニホンジカ保護管理計画」「新しい利用のあり方推進計画」の 3 つの計画からなる、第 1 期目の「大台ヶ原自然再生推進計画」を平成 17 年 1 月に策定した。

第 1 期計画の「新しい利用のあり方推進計画」においては、利用の「量」の適正化と「質」の改善を通じ、利用による自然環境への影響を極力抑えるとともに、質の高い自然体験・環境学習を可能とすることにより、大台ヶ原を「新しいワイズユースの山」とすることを目的とすることが掲げられた。本計画の実現を図るための基本方針として、①マイカー規制の実施ーパーク&シャトルバスライドー、②より良好な森林地域の保全の強化ー利用調整地区の設定、③総合的な利用メニューの充実（自然観察路・登山道の充実、キャンプ指定地の設置、山上駐車場周辺の活用、自然解説・自然体験プログラムの充実、情報提供・情報発信の充実、ビジターセンター機能の充実）が設定された。

平成 21 年 3 月に第 1 期計画の実施状況等に係る評価を踏まえて第 2 期計画が策定され、当面 5 年程度で実施する取組として、①適正利用に係る交通量の調整～マイカー規制等の実施～、②より良好な森林地域の保全と質の高い利用の提供～利用調整地区の運用～、③総合的な利用メニューの充実～特に利用の質の改善のための条件整備（詳細メニューは前計画と同）～が設定された。

平成 26 年 3 月には、第 2 期の 10 年間にわたる自然再生の取組の評価を踏まえて 3 期目の計画である「大台ヶ原自然再生推進計画 2014」が策定された。

同計画では、自然再生を推進する上での考え方として、「自然環境の特性や人との関わりを踏まえた総合的な取組の実施」「長期的な視点に基づく取組の実施」「科学的知見に基づいた順応的管理」「関係者間の連携」「成果の活用と普及啓発の推進」が挙げられている。

また、長期目標として、大台ヶ原の現存する森林生態系の保全を図るとともに、天然更新により後継樹が健全に生育していた昭和 30 年代前半までの状況をひとつの目安として、豊かな動植物からなる質の高い森林生態系の再生を目指すとともに、持続可能な利用の推進との両立を図るとされている。

質の高い森林生態系の再生の具体的な取組については、防鹿柵の設置やニホンジカの個体数管理等を行うことで、ニホンジカによる森林生態系被害の緊急保全対策、森林

更新の場の保全・創出、多様な生態系の保全・再生を行うこととしている。

持続可能な利用の推進については、自然再生の取組の結果を踏まえた普及活動を実施するとともに、周辺地域との連携を通して利用者等の自然再生に対する理解を深めるとともに、利用の「量」の適正化と「質」の向上を通じて「ワイズユースの山」の実現を目指すとしている。

大台ヶ原自然再生推進計画のうち、3. 新しい利用のあり方推進計画（3）計画内容2）「より良好な森林地域の保全の強化－利用調整地区の設定」を受けて、その利用の適正化を図るに当たって、様々な関係者による合意形成の下で利用の調整等に関する各種事項を定めることにより、公園利用の適正化を円滑に進め、利用調整地区の風致景観を維持し、かつ、より深い自然とのふれあい体験を提供することを目的としている。

1-4 西大台利用調整地区の保護及び利用の課題

ブナ林をはじめとした貴重な森林生態系を過剰利用から保全するために西大台利用調整地区を導入、適正化計画を策定し、利用者数を制限したことにより、それまで課題となっていた登山道の複線化は解消されつつあり、周辺の植生も回復の傾向が見られる。また、利用調整地区との境界に柵等を設置し、地区内の巡視を継続したことで、盗掘等を目的とした立ち入りが減少した。しかしながら、生態系保全やマナーも含む利用のあり方、の観点から引き続き課題が残っているため、モニタリングを継続する。

（1）森林更新の阻害

西日本の中では貴重な太平洋型ブナが優占する冷温帯性広葉樹がまとまって分布している。利用調整地区の導入によって利用密度は低く、原生的な雰囲気を経験できる地区であるが、森林衰退の兆候が見られる。自然再生推進計画においては、大台ヶ原の植生を7つのタイプに区分している。西大台では7つのタイプのうち主に以下の2つのタイプが該当する。

◆タイプⅥ（ブナースズタケ密）→損なわれている過程：「後継樹」

- ・林冠構成樹種の種子散布がある。
- ・後継樹はほとんど生育していない。実生は生育しているが少ない。
- ・下層植生はスズタケが優占しており、スズタケの稈高が高い。

◆タイプⅦ（ブナースズタケ疎）→損なわれている過程：「後継樹」

- ・林冠構成樹種の種子散布がある。
- ・後継樹はほとんど生育していないが、実生は生育している。
- ・下層植生はミヤマシキミが優占しており、スズタケはほとんど生育していない。

西大台に典型的な「タイプⅥ（ブナースズタケ密）」、「タイプⅦ（ブナースズタケ疎）」についてはいずれも樹冠を構成する樹種は比較的健全であるが、主にニホ

シカによる食害を受け後継樹がほとんど生育していない点で、森林の更新過程にシカによる阻害が生じていると評価している。

平成 17 年度に実施した樹幹着生の蘚苔類調査では、乾燥耐性の強い種の侵入が確認されている。

そのほか、大台ヶ原の植生タイプは以下となっている。

◆タイプⅠ（ミヤコザサ）

- ・ミヤコザサが優先する草地。
- ・トウヒを中心とした亜高山性針葉樹林が退行遷移した場所。

◆タイプⅡ（トウヒーミヤコザサ）

- ・トウヒ、ウラジロモミを主体とする。
- ・下層植生はミヤコザサが優占している。
- ・天然更新により成立した樹林であると考えられる。

◆タイプⅢ（トウヒーコケ疎）

- ・トウヒ、コメツガを主体とする。
- ・下層植生はミヤコザサが少なく、被度は低いが、コケ類が覆っている。
- ・天然更新により成立した樹林と考えられる。

◆タイプⅣ（トウヒーコケ密）

- ・トウヒ、ウラジロモミを主体とする。
- ・下層植生はコケ類やイトスゲに覆われている。
- ・2 m以下の候継樹が少なくなっている。
- ・かつての亜高山性針葉樹林の姿に近いと考えられ貴重。

◆タイプⅤ（ブナ - ミヤコザサ）

- ・ヒノキ、ウラジロモミ等の針葉樹林を混交する太平洋型ブナ林
- ・下層植生はミヤコザサが優占。

（2）質の高い利用

登山道周辺の植生は、利用圧増加による影響を受けやすく、歩道の複線化や流水による洗掘、休憩に利用される場所での下層植生の衰退、裸地化などの影響が確認されてきたが、近年では、利用調整地区導入による利用者の制限や、事前レクチャー等による利用ルールの普及啓発により、その影響は解消されつつある。

一方で、自然再生事業の普及啓発や、大台ヶ原や利用調整地区ならでの自然を体感

する利用者向けのプログラムは、事前レクチャーや登録ガイドによる取組が進められている。大台ヶ原の歴史や現状を知り、自然再生に対する理解を深めるとともに、質の高い自然体験プログラムを提供し、利用の量の適正化につなげることで「ワイズユースの山」の実現を目指すことが課題となっている。

(3) 利用マナー

登山道外への立入り、定められた登山道以外のルートからの立入り等、森林生態系に影響を及ぼすおそれの高い行為が依然みられる。また、動植物、魚類、昆虫類の盗採についても指摘されている。一方、事前レクチャー等により、利用調整地区においてペットの持ち込みは見られなくなった。

2. 利用の適正化を図るための基本方針

2-1 利用適正化計画により達成すべき目標

相対的により良好な森林が存在する西大台地区において、利用調整地区を適正に運用し、自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、より質の高い自然体験を享受する場として持続的な利用を図り、将来世代に自然環境を継承することを目標とする。

2-2 地区内での利用のあり方に関する基本方針

- ・ 利用者が自然とふれあう体験を通して自然の持つ雰囲気や五感を味わうことを基本方針とする。
- ・ 利用調整地区指定当初の大台ヶ原の豊かな自然環境を体験するにふさわしい静寂性が確保され、自然環境の特性が損なわれない程度の利用密度に誘導する。
- ・ 利用による自然環境への影響を自然の回復力の範囲にとどめるため利用人数の調整を行う。利用人数は、各種データやモニタリング調査を踏まえて調整するものとする。
- ・ より質の高い自然体験を享受するため、大台ヶ原の自然や歴史について解説するガイドの帯同を推奨する。
- ・ 立入り者は、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンター等においてレクチャーを受講し、自然環境に負荷を与えずに持続的な利用を図るために設定された利用のルール及び注意事項について理解する。
- ・ 立入り者は、ルールのもと、利用者個人の自己責任のもとで行動する。
- ・ 当計画における利用者には、自然探勝以外の立入り者（登山および岩場の登攀^{とうはん}等に際しての通過利用）を含むこととする。
- ・ なお、調査研究等による立ち入りについては、別途自然公園法の許可を得て実施している。

2-3 地区内での自然環境の保護及び管理に関する基本方針

- ・ 西大台地区の自然環境に関しては「大台ヶ原自然再生推進計画 2014」に基づき、保護・再生の取組みを推進するとともに、現状を悪化させることのないよう適切に管理する。
- ・ 過剰利用や不適切な利用、自然災害などによる劣化・荒廃の状況について、巡視や情報収集により常に把握するとともに、利用調整の効果について検証するため指標種等のモニタリング調査を継続的に実施する。

2-4 地区内での利用施設の整備及び管理に関する基本方針

- ・ 歩道や標識等の施設の整備は必要最小限とし、原生的な雰囲気、静寂を保持する
- ・ 各種媒体による情報の提供や事前レクチャー、ガイドの帯同を通じて、利用マナーの向上を図る。
- ・ 「自己責任」意識の普及啓発を行い、安全な利用を促進する。

- 地区の境界線を明確化し、利用調整地区の所在や行為規制等を周知するための標識及び制札等について、隣接する土地所有者や関係機関の協力のもと、設置する。

3. 利用調整地区の指定に関する事項

3-1 利用調整地区の名称

西大台利用調整地区

3-2 利用調整地区の区域

(1) 区域

奈良県吉野郡上北山村大字小椽字大台山の一部。

地理的あるいは施設の条件から、利用者の出入りをコントロールし適切に管理することが可能な区域として別図の区域を指定する。

(2) 地区の区域を示す標識等

利用調整地区の境界線を確認し、存在を利用者に周知するため、利用調整地区の概要、区域などを示す標識、利用者が立入りに際し手続きを要することや行為規制などを周知する制札、境界線を明確にするための杭等を、隣接する土地所有者、関係機関の協力のもと、設置する。また、大台ヶ原駐車場や登山道からの入り口部分にはゲートを設置するとともに、県道大台ヶ原公園川上線沿い等侵入の容易な箇所を重点的に侵入防止柵の整備を進める。

既存施設の取扱いも含め、野生動物の生息や景観に配慮してこれら施設を整備する。

(3) 土地所有

西大台地区はほぼ全域が環境省所管地である。奈良県有地（集団施設地区）、道路敷（県道大台ヶ原公園川上線）、村有地、民有地等に隣接する。

3-3 利用調整の期間

利用調整の期間は、告示により毎年4月15日から11月30日までとされている。大台ヶ原の利用は、アクセス道である県道大台ヶ原公園川上線の開通している開通期間に左右されることから、具体的な月日については、気象条件等をふまえた県道大台ヶ原公園川上線の状況や、大台ヶ原の利用実態等を勘案し、告示で定めた期間を超えない範囲において年度ごとに定める。

3-4 利用調整地区の指定の広報及び周知の方法

利用者はもとより地域住民や事業者に対し、利用調整地区の設定および考え方について広く情報発信し、周知の徹底を図る。

利用調整地区に立入る際に手続きが必要であることを周知するため、指定認定機関や、ビジターセンターを中心に情報発信するほか、関係機関の協力を得て、大台ヶ原を紹介するガイドブックや地図、ポスターへの掲載、関係機関のホームページにおける情報発信など多様なツールを活用し幅広く情報を提供する。

4. モニタリング、モニタリングの評価及び利用適正化計画への反映に関する事項

大台ヶ原においては利用調整地区導入まで、自然災害等による歩道の通行止め措置などを除き、立入り人数の制限等を実施した実績はなく、利用者数は社会情勢の変化や時代背景、当該年の気象条件等により大きく変動してきた。

利用調整の効果について正確に予想することは困難であり、目標設定とその達成状況に応じ、計画内容の適切な見直しを行っていく。

このことを十分に勘案し、自然公園法施行規則第13条の6に規定する立入り認定の基準は、理想を掲げつつ現実的な数値を設定する。引き続き極端な制限は行わず、モニタリングにより検証していく中で段階的に完成度を高めていくこととし、モニタリングの結果、評価及び計画への反映が継続的に実施される仕組みを構築する。

一方、大台ヶ原自然再生推進計画2014に基づいて大台ヶ原の自然再生の取組みが展開され、自然環境や利用に関するモニタリングが実施されていることから、これらのデータを活用する。

その上で、利用調整地区の効果を評価するための指標等の設定、モニタリングの方法、データの評価、報告及び公表の方法等について検討を継続する。

4-1 指標等の設定

(1) 自然環境の状態

大台ヶ原の利用による自然環境への影響については、これまで自然再生の取組みの中で、踏み込みに強い植物種の分布や外来生物の分布、人や車の通過数と出現鳥類数の関係などが調査されている。

また、大台ヶ原自然再生推進計画(第2期)では、林冠植生、下層植生の変化等についても調査が行われており、引き続き利用圧との関係、指標生物等によるモニタリング項目については、必要に応じて、専門的検討を経て設定する。

(2) 利用のあり方

利用に関する基本的なデータとして、利用人数や利用動向等に関し調査を継続する。

また、利用者の自然環境や利用密度に関する満足度、自然の理解度、利用調整地区制度、ガイド制度への意見等の項目を設定する。

4-2 モニタリングの方法

大台ヶ原自然再生推進委員会との連携のもと、具体的なモニタリングデータの種類、収集者、収集時期、頻度および方法について設定する。

4-3 モニタリングデータの評価

モニタリングデータ結果については、大台ヶ原自然再生推進委員会の各ワーキンググ

ループ等において評価を行い、利用適正化計画の変更を行う必要がある場合は、大台ヶ原の利用に関する協議会において変更を行う。

4-4 報告及び公表の方法

モニタリングデータ及びその評価結果、利用適正化計画の変更については、大台ヶ原自然再生のホームページへの掲載をはじめ、広範かつ迅速に周知を図ることとする。

なお、希少動植物の分布情報等の取扱いについては注意する。

5. 立入り認定の手続きに関する事項

5-1 認定基準

「量の適正化」と「質の改善」を両輪として利用のあり方を推進する観点から、認定基準において禁止事項、注意事項及び人数の上限等、利用の調整の方法を定める。

当面は、人数、禁止行為、注意事項について定め、今後、モニタリングの結果や管理運営の実態等を踏まえ、必要に応じ改定する。

(1) 人数

「1日あたりの総利用者数の上限」と「1団体あたりの利用人数の上限」を設定し、特定の時期における利用の集中を緩和し自然環境への影響を防ぐとともに、豊かな自然を体験するにふさわしい静寂性の確保を目的とし適正な利用密度へ誘導する。

なお、今後利用者が増大する場合は、特定の時間帯における集中を避けるため、時間帯別の上限を設定することや、区域ごと、利用形態ごと（周回歩道利用、登山利用等）に利用者数の上限を設定することなどを検討していく。

① 1日あたりの利用者数の上限

1日あたり利用者数の設定については、過年度の利用状況調査のモニタリング結果等をもとに、大台ヶ原の利用に関する協議会において年度ごとに検討する。

平成19年からの数値は以下の通りであり、当初から数値の変更は実施していない。一方で、利用制限により自然環境の回復等の効果がみられることや、後述するガイド帯同の推進を踏まえ、設定については変更も考慮する。

利用集中期の土日祝日：100人

利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日：50人

利用集中期以外の平日：30人

② 1団体あたりの人数の上限

一時に大人数が利用することによる自然環境への影響を抑えるとともに、静寂な雰囲気の中で大台ヶ原の自然を味わうことができるように誘導するため、声の届く範囲、人の姿の見える範囲などを考慮し、無理なくガイドの説明などを聴くことができる人数として、1団体あたりの人数の上限を10名とする。

(2) 禁止行為その他の基準

利用調整地区に共通の禁止事項は自然公園法施行規則第13条の6第3号において以下の行為が定められている。なお、必要に応じ追加等を行う。

全ての利用調整地区に共通の禁止事項

| 項目 | 自然公園法施行規則（第十三条の六第三号）の表現 |
|-------------|---------------------------------|
| 生きた動植物の持ち込み | 生きている動植物（食用に供するもの及び身体障害者補助犬法（平成 |

| | |
|--------------------|--|
| | 十四年法律第四十九号) 第二条 に規定する身体障害者補助犬を除く。)を故意に持ち込むこと。 |
| 野生動物への給餌 | 野生動物に餌を与えること。 |
| 野生動物に影響をおよぼす撮影、観察等 | 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。 |
| ごみ等の廃棄 | ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。 |
| 球技等の野外スポーツ | 球技その他これに類する野外スポーツをすること。 |
| 花火、拡声器等の使用 | 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。 |

(3) 注意事項

利用者が遵守すべき注意事項は自然公園法施行規則第 13 条の 6 第 4 号に基づき定めることになっており、以下のとおりとする。なお、必要に応じ追加・変更を行う。

なお、採取並びに捕獲のための道具（網、竿等）及びこれに準ずるものを持ち込みをしないことについては、西大台利用調整地区は全域が国立公園特別保護地区に指定されており動植物の採捕は規制されているが違法行為等も報告されていることを踏まえ定めるものである。

- ・ 自己の責任においても安全管理の徹底を図るとともに、あらかじめ必要な情報の入手及び理解並びに技術の習得に努めること。
- ・ 10 人を超える団体で利用しないこと。
- ・ 網、竿その他動植物の捕獲及び採取のための道具を持ち込まないこと。
- ・ 利用調整地区への立入りの前に、大台ヶ原ビジターセンター等において近畿地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講すること。ただし、申請に係る年度内において、既に当該レクチャーを受講している場合は、この限りではない。
- ・ 利用調整地区への立入り時に得られた自然環境及び公園の利用に関する情報を近畿地方環境事務所に報告するよう努めること。
- ・ 代表者は、自身の監督の下で利用調整地区に立ち入る利用者の名簿を作成し、申請時に提出すること。

上記事項を周知し、遵守させるため、注意事項等を記載した利用の手引等を作成して利用者に配布するとともに、大台ヶ原ビジターセンターで気候や登山道、動植物のリアルタイムな情報の提供等を実施する。

5-2 立入認定事務の実施方法

(1) 認定を行う事務所の場所

自然公園法第 25 条第 1 項の規程に基づき別途指定する指定認定機関の所在地において行う。

なお、指定認定機関は、可能な限り利用調整地区所在の周辺市町村内に所在地を置く機

関とする。

(2) 受付の方法および人数の調整方法

申請は、郵送、窓口またはインターネットにおいて行う。申請にあたって、申請書の他、事務手数料（1人1,000円を上限として定める額）を納入する。具体的な方法については、「吉野熊野国立公園西大台利用調整地区における認定関係事務の実施に関する規程」による。

なお、申請は先着順に受付を行い、受付順に審査を行う。

(3) 立入認定証の様式及び交付方法

立入認定証は、利用調整地区の名称、立入認定証の有効期間（立入可能な日）、立入認定を受けた者の氏名、その他必要な事項を記載した様式とする。

審査終了後、立入認定証の交付とともに、立入りには事前に大台ヶ原ビジターセンター等において本人確認を行い、レクチャーを受講する必要がある旨を通知する。

5-3 本人確認、事前レクチャー等

立入認定証の交付を受けた者は、立入認定証を持参して、立入りの前に認定者本人である確認を受けた上で事前レクチャーを受講し、現地の状況や立入りにあたっての利用のガイドラインについて理解した上で立ち入らなければならない。

本人確認及び事前レクチャーは、大台ヶ原ビジターセンター等において、実施する。

なお、同一年度内に限り受講歴のある者は、レクチャーを免除することができる。（ただし、本人確認は必要）

5-4 利用者の指導

利用調整地区への立入前には、レクチャー等を通じて、巡視活動を基にした、リアルタイムな自然の情報や歩道の現況、危険箇所の有無など適切な情報提供や指導を行う。特にツキノワグマに関しては、近年接触事故等が増加していることを踏まえ、利用者に対して出没情報の提供や適切な注意喚起を行う。また、西大台は歩行に要する時間が長いことから、利用者による山中でのトイレ利用やトイレのごみの放置などの懸念が高い。そのため、引き続き民間と連携して携帯トイレブースを設置し、利用を指導する。

そのほか、たき火等の禁止事項や火気器具の取り扱い、野生動植物におよぼす方法による撮影や観察等の制限、防鹿柵の設置場所及び扉の開閉等について周知・指導を行う。

通常の巡視は、歩道沿いの状況把握を中心に行うが、必要に応じて歩道からはずれた場所の踏み跡の状況や、県道大台ヶ原公園川上線沿線などから手続きをしないで立入る者がいないか監視する。

巡視のルート等については所定の様式を定め記載するものとし、事前に巡視実施者は、

計画書を吉野管理官事務所に提出する。

実施日は利用者数の多い土日祝日を含め少なくとも週 2 日程度は行うこととし、現地の状況を熟知した者を含む複数名で行うことを原則とする。

6. 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項

6-1 自然ふれあいプログラムの作成等

西大台利用調整地区を案内するガイド等に向けた情報や研修の機会等を提供する。

さらにより深い自然体験のために、専門家の協力を得ながら、ガイドによる自然とのふれあいプログラムとして推奨すべき興味地点、コース等をまとめ、ガイド付き限定で利用することも実現に向けた課題として検討する。

6-2 ガイド付き立入りの推奨、ガイド人材の育成

大台ヶ原の自然や自然再生事業の他、歴史・文化等の魅力や取組等についての説明は、ビジターセンターにおいて、展示やレクチャーにより実施しているが、ガイドによる現地案内という選択肢を加えることにより、利用者へより質の高い自然体験の機会の提供と自然環境の保全に関する普及啓発が可能となる。また、登山経験の浅い利用者に対し、より安全で質の高い自然体験の機会を提供することが可能となるとともに、利用マナーの向上が図られ、自然環境の保全にも寄与することが可能となることから、ガイド付き立入りを推奨する。

また、併せて大台ヶ原登録ガイドの人材育成とその周知を図っていくとともに、登録ガイド運用の仕組みについて関係機関と協議していく。

7. 自然環境の再生、復元等に関する事項

大台ヶ原自然再生推進計画 2014 に基づき、関係機関や組織と連携しながら自然環境の再生、復元に資する取組みを継続するとともに、大台ヶ原登録ガイドによる質の高い利用体験の提供等により、自然再生の取組について一般への理解を深め、参画を促す仕組みづくりを検討する。

8. 利用施設の整備及び管理に関する方針

行為規制等を周知するための標識、制札や登山道入口のゲート、侵入防止柵については破損や老朽化がみられた際には更新する等、定期的な維持管理を行う。また、登山道の案内標識については、利用調整地区の原生的な雰囲気損なわないよう必要最低限の範囲で、維持管理や多言語対応の更新等を行うとともに、歩道にかかる枯死木の除去、目印の設置等、利用者の安全確保を図る。

9. 今後の課題

本利用適正化計画は、現時点での知見、データ等をもとに検討されたものであるが、モ

モニタリングの結果や実際の管理運営の状況等をふまえ、必要に応じ追加・変更等を行うものである。

大台ヶ原の利用に関する協議会における議論において中長期的な事項も含め、以下の課題について今後さらなる検討を行う。

(1) 利用適正化の手法について

本利用適正化計画においては「1日あたりの総利用者数の上限」と「1団体あたりの人数の上限」を設定し、利用適正化を図ることとしている。

それに加えて、原始的で静寂な雰囲気を保ち、自然環境への影響を抑えるために、利用の状況やモニタリング結果等を踏まえ、特定の時間帯における集中を避けるための取組の検討を行う。

(2) ガイド推奨の仕組みについて

大台ヶ原の利用に関する協議会を登録機関として、平成29年度から大台ヶ原登録ガイド制度の運用を行っている。今後は登録ガイド制度の推進や、登録ガイドがより活動しやすい仕組みづくり等、支援方策について検討を継続する。

(3) 利用する区域について

利用調整地区内においては現行の公園計画の歩道を利用することを原則としている。一方、自然再生の取組の周知や、より深い自然体験のため、登録ガイド制度の運用状況なども踏まえ、歩道以外に立入りが可能な区域やコース、人数・時期、中止判断等について、モニタリング手法と併せて検討し、登録ガイド帯同を必須としたプログラムとして実行可能な仕組みを構築する。

(4) 周辺地域との連携

吉野熊野国立公園や奥大和地域といった、大台ヶ原が含まれるより広範な地域においても、利用の質の向上に資するよう、多様な主体と連携して、その地域がもつ歴史・文化・景観といった、将来に引き継いでいきたい地域資源を明確化し、相互に共有を図る。

また、これらを広く周知し、より質の高い利用の機会の提供を目的に、ビジターセンターの活用や体験を提供する人材の育成、自然体験プログラムの開発を、「大台ヶ原の利用に関する協議会」や「大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパーク協議会」、各自治体やDMO（観光地域づくり法人）など関係団体と連携・協働のもと進める。

【参考文献】

- ・ 自然公園法
- ・ 自然公園法施行規則
- ・ 大台ヶ原自然再生推進計画 2014（3次）
- ・ 大台ヶ原登録ガイドガイドテキストブック
- ・ 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画（H25）